

屋久島町観光消費型プレミアム付商品券事業説明書

【やくしま満喫商品券】

取扱加盟店用

屋久島町観光まちづくり課

【お問合せ先】

屋久島町観光まちづくり課 観光推進係

〒891-4292 屋久島町小瀬田849-20

TEL 43-5900 FAX 43-5905

Email kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

目 次

1. 目的	1
2. 事業の概要	1
3. 事業フロー図	1
4. 販売場所	2
5. 取扱店登録対象	2
6. 取扱店の責務	3
7. 商品券の使⽤がで⽣ないもの	3
8. 利用者から受け取った商品券の処理	4
9. 商品券の損失等	4
10. 商品券の換金請求	5
11. 取扱店一覧	5

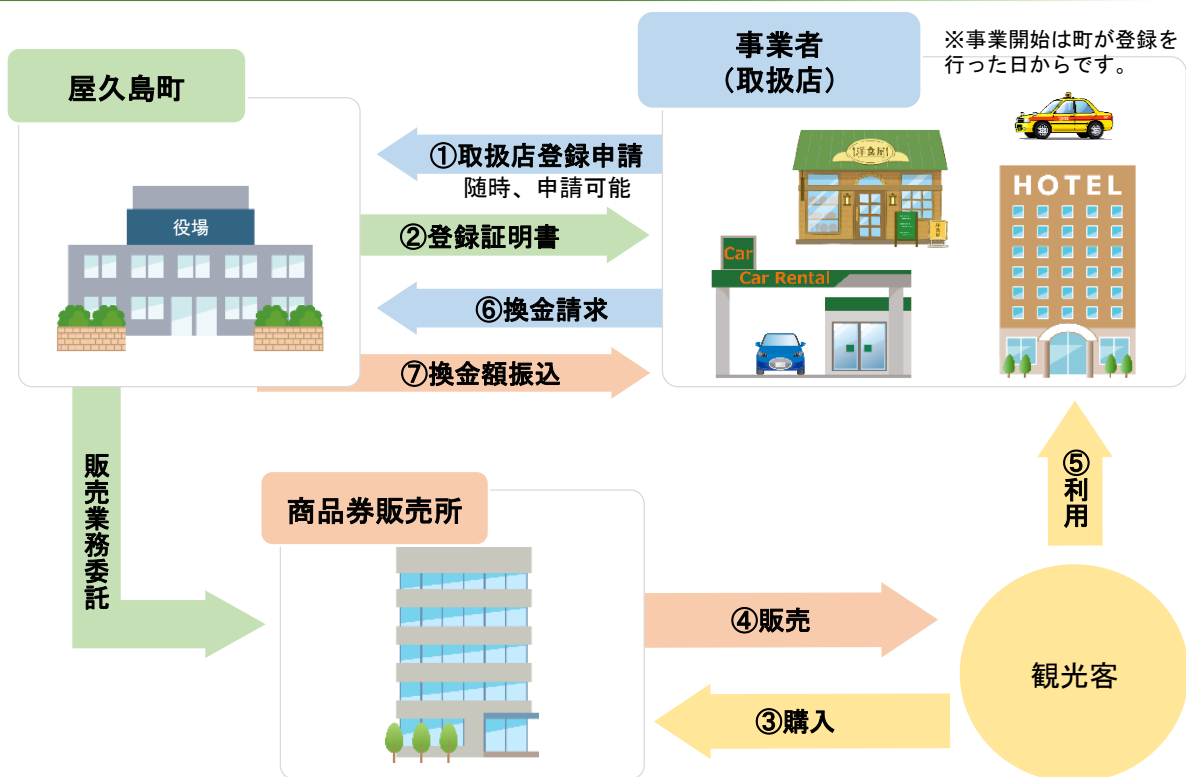
1. 目的

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行による屋久島町（以下「本町」という。）への旅行者の激減に伴い、甚大な損失を受けた町内経済の回復を下支えするため、国や鹿児島県が実施する観光キャンペーンと併せて「やくしま満喫商品券」を発行し、本町を訪れる旅行者への観光消費喚起を図るとともに、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2. 事業の概要

商品券名称	やくしま満喫商品券
事業主体	屋久島町
購入対象者	観光目的の旅行者で、屋久島町内に1泊以上宿泊する小学生以上の者
販売価格	1冊につき5,000円分（1,000円×5枚）を2,000円で販売
購入限度	宿泊滞在日数が1泊の場合：1人1冊（5,000円分）まで 宿泊滞在日数が2泊以上の場合：1人2冊（10,000円分）まで
販売総数	50,000枚（予定）
販売期間	令和2年6月19日（金）から令和3年3月24日（水）まで ※期間満了前に完売した場合はその時点まで。 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、販売期間を中断又は延期する場合があります。
使用期限	購入日（販売日）の翌日から7日間

3. 事業フロー図



4. 販売場所

地区名	施設名	住所	販売時間 連絡先
宮之浦	屋久島観光協会宮之浦観光案内所 (屋久島環境文化村センター内)	屋久島町宮之浦823-1	9:00-17:00 0997-42-1019
	シーサイドホテル屋久島	屋久島町宮之浦1208-9	お問い合わせ下さい 0997-42-0175
	田代別館	屋久島町宮之浦2330-1	お問い合わせ下さい 0997-42-0018
長峰	屋久島観光協会空港前観光案内所	屋久島町小瀬田310-1	9:00-17:00 0997-49-4010
松峯	屋久島グリーンホテル	屋久島町安房788-110	お問い合わせ下さい 0997-46-3021
安房	屋久島観光協会安房観光案内所 (屋久島町総合センター内)	屋久島町安房187-1	9:00-18:00 0997-46-2333
春牧	屋久杉自然館	屋久島町安房2739-343	9:00-16:30 0997-46-3113
麦生	Sankara hotel & spa 屋久島	屋久島町麦生553	お問い合わせ下さい 0997-47-3488
尾之間	J Rホテル屋久島	屋久島町尾之間136-2	お問い合わせ下さい 0997-47-2011
	屋久島いわさきホテル	屋久島町尾之間1306	お問い合わせ下さい 0997-47-3888

5. 取扱店登録対象

対 象	屋久島町内で、宿泊業、飲食業、小売業、交通業、サービス業を営む事業者 (例：ホテル、民宿、レストラン、居酒屋、カフェ、弁当・総菜屋、パン屋、お土産屋、バス（路線バスを除く）、タクシー、レンタカー、エコツアーなど)
対 象 外	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する事業者（キャバレーなどの接待飲食業、麻雀店、パチンコ店など） その他、事業目的に該当しないと判断されるもの

6. 取扱店の責務等

- (1) 商品券の受け取りを拒否しないこと
- (2) 取引により商品券の提示を受けたときは、当該提示を受けた商品券の冊子から使用する額面分の商品券を切り離し、当該切り離した商品券の取扱店押印欄に店印又は代表者印を押印するとともに、受取日を記載すること
- (3) 使用者から商品券を綴りから誤って切り離した旨の申告を受けた場合は、当該商品券と綴りの両方について提示を求め、確認を行った上で商品券を受け取ること（商品券は取扱店以外の者が綴りから切り離すと原則使用できません）
- (4) 商品券面金額未満の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと
- (5) 不足分は現金等で受け取ること
- (6) 商品返品の際の返金を行わないこと
- (7) 使用期限を過ぎた商品券は、受け取らないこと
- (8) 取扱店であることが容易に分かるよう、見やすい場所にのぼり旗やチラシ等を掲示すること
- (9) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない
- (10) 通常の注意をもってすれば判別可能な偽造された商品券及び不正に使用されていることが明らかな商品券の受け取りを拒否するとともに、当該事実を速やかに本町に通報すること
- (11) 事前に本町が配布する商品券の見本を、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての関係者に周知すること
- (12) 本募集要項及び事業説明書等に則して、商品券を適正に取り扱うこと
- (13) 使用者から受け取った商品券の紛失、盗難、換金期限切れ等の損失に対して本町は責任を負いません
- (14) 本町と適切な連携体制を構築すること

※上記事項に反する行為が認められた場合は、取扱店の登録を取り消すことがあります。

7. 商品券の使用ができないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなどの換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税又は使用料などの公租公課
- (6) その他、本町が商品券の使用対象として適当と認めないもの

8. 利用者から受け取った商品券の処理

取扱店は、商品券を受け取ったときは、再流通の防止を図るため、以下の処理を必ずお願いします。

1

利用者から冊子になった商品券の提示があります。

2

取扱店は、冊子から利用額に応じ、商品券を切り取りとって下さい。

3

切り取った商品券の裏面に店印若しくは代表者印を押印して下さい。

※店印若しくは代表者印が無い場合は、担当者印でも可とします。

やくしま満喫商品券の見本



9. 商品券の損失等

利用者から受け取った商品券の紛失、盗難等の損失は、取扱店の責任となります。商品券の保管・管理は、十分注意してください。

10. 商品券の換金請求

提出書類	①やくしま満喫商品券換金請求書 ②利用済み商品券（裏面に店印等が押印されたもの）																																	
提出方法	役場観光まちづくり課へ持参又は郵送																																	
取扱店の換金請求期間	令和2年7月1日（水）～ 令和3年4月15日（木）																																	
換金請求締切日	換金請求の締切日は、毎月15日としますが、本事業の最終締切日は令和3年4月15日（木）までです。なお、締切日が土・日・祝祭日の場合は、翌平日とします。 ※最終締切日を過ぎた換金請求は、無効となります。																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>換金請求期限</th> <th></th> <th>入金予定日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年7月15日（水）</td> <td>第1回</td> <td>令和2年7月28日（火）</td> </tr> <tr> <td>令和2年8月17日（月）</td> <td>第2回</td> <td>令和2年8月28日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和2年9月15日（火）</td> <td>第3回</td> <td>令和2年9月29日（火）</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月15日（木）</td> <td>第4回</td> <td>令和2年10月30日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和2年11月16日（月）</td> <td>第5回</td> <td>令和2年11月27日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和2年12月15日（火）</td> <td>第6回</td> <td>令和2年12月25日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月15日（金）</td> <td>第7回</td> <td>令和3年1月29日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和3年2月15日（月）</td> <td>第8回</td> <td>令和3年2月26日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和3年3月15日（月）</td> <td>第9回</td> <td>令和3年3月26日（金）</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月15日（木）</td> <td>最終</td> <td>令和3年4月27日（火）</td> </tr> </tbody> </table>	換金請求期限		入金予定日	令和2年7月15日（水）	第1回	令和2年7月28日（火）	令和2年8月17日（月）	第2回	令和2年8月28日（金）	令和2年9月15日（火）	第3回	令和2年9月29日（火）	令和2年10月15日（木）	第4回	令和2年10月30日（金）	令和2年11月16日（月）	第5回	令和2年11月27日（金）	令和2年12月15日（火）	第6回	令和2年12月25日（金）	令和3年1月15日（金）	第7回	令和3年1月29日（金）	令和3年2月15日（月）	第8回	令和3年2月26日（金）	令和3年3月15日（月）	第9回	令和3年3月26日（金）	令和3年4月15日（木）	最終	令和3年4月27日（火）
換金請求期限		入金予定日																																
令和2年7月15日（水）	第1回	令和2年7月28日（火）																																
令和2年8月17日（月）	第2回	令和2年8月28日（金）																																
令和2年9月15日（火）	第3回	令和2年9月29日（火）																																
令和2年10月15日（木）	第4回	令和2年10月30日（金）																																
令和2年11月16日（月）	第5回	令和2年11月27日（金）																																
令和2年12月15日（火）	第6回	令和2年12月25日（金）																																
令和3年1月15日（金）	第7回	令和3年1月29日（金）																																
令和3年2月15日（月）	第8回	令和3年2月26日（金）																																
令和3年3月15日（月）	第9回	令和3年3月26日（金）																																
令和3年4月15日（木）	最終	令和3年4月27日（火）																																
振込日等	振込は、請求締切日から概ね2週間程度で取扱店が指定する口座に振り込みます。 （※口座振込手数料の取扱店負担はありません。）																																	
換金期限切れの損失責任	換金期限切れの損失は、取扱店の責任となりますので、十分にご注意ください。																																	

取扱店一覧

やくしま満喫商品券の取扱店は、本町公式ホームページで御確認いただけます。

<https://www.town.yakushima.kagoshima.jp/premium2019/premium1/>

